

令和2年度 第2回 磐田市立学校給食運営委員会 会議録

- 1 日 時 令和2年11月4日(水) 午前11時45分から午後1時45分
- 2 場 所 岩田小学校家庭科室・音楽室
- 3 出席者 委 員：10名（2名欠席）
事務局：10名
- 4 岩田小学校教頭あいさつ
調理主任による献立説明
給食試食・見学 午前11時45分～午後0時45分
- 5 運営委員会会議概要 午後0時50分～午後1時45分

<事務局>

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
また、先ほどは給食の試食をしていただき、ありがとうございました。
それでは、ただ今から「令和2年度第2回学校給食運営委員会」を開催いたします。
初めに、磐田市立学校給食条例施行規則第8条第2項におきまして、「運営委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日は、委員12名のうち10名の方々にご出席をいただいておりますので、会議は成立していることを報告いたします。
それでは、会に先立ち、教育長よりあいさつを申し上げます。

<教育長>

みなさん、こんにちは。本日はお集まりいただきありがとうございます。
季節の移り変わりは早いもので第1回運営委員会から大きなコロナ禍の中、第3波の到来が懸念されています。子供達の生活環境はコロナ禍の中、新しい生活環境へ変わっています。いつもの目標とは違う、例えば大きな声で話してはいけない、手を洗う時間隔を開けて並ぶ、など。給食の目標も「社会性を身につける」「豊かな人間関係の育成」ですが、今の段階では違う状況を社会全体から求められています。しかしそういう中、本日様子を見ていただき感じた事と思いますが、学校現場では出来る範囲で楽しく生活をしています。
本日は率直なご意見、感想を出していただきたいと思います。この様に久しぶりに給食を食べる事が出来るのは日本ならではの文化です。是非継続し、子供達の生活環境を作りあげていきたいと改めて感じました。本日はありがとうございます。

<事務局>

続きまして、会長からあいさつをお願いいたします。

<会 長>

皆さん、こんにちは。給食の試食ありがとうございました。本日の給食もとても美味しく、学校給食の美味しさを改めて感じました。本日は運営委員会よろしくお願いま

す。

<事務局>

ありがとうございました。

条例施行規則第8条第1項の規定によりまして、会長に議長を務めていただくことになっておりますので、以後の議事の進行をよろしくお願いいたします。

<会 長>

それでは、次第に従いまして議事を進めます。

議案第2号 令和3年度磐田市立小学校・中学校の給食実施日数及び給食費について

<会 長>

次第の2、議題の(1)、議案第2号、「令和3年度磐田市立小中学校・中学校の給食実施日数及び給食費について」事務局の説明を求めます。

<事務局>

それでは、議案第2号について説明させていただきます。

初めに、給食実施日数について、まず3ページをご覧ください。

ページ一番上、1の「関係条例」にありますように「磐田市学校給食条例施行規則」第3条において、「磐田市教育委員会は、学校給食を、幼稚園にあっては年間140日以上を教育日の昼食時に、小学校及び中学校にあっては年間180日以上を授業日の昼食時に実施するものとする」と規定されており、これに基づき給食の実施日数を決めています。

2ページをご覧ください。

小・中学校の給食実施日数につきましては、夏休み明け2学期が8月末から始業していることに伴い、平成30年度から、給食実施回数を、上限として、小学校は「年間183回」、中学校は「年間182回」としました。この回数は上限ですので、学校運営の状況に合わせて、年間180回以上から上限回数までを選択出来るものとしています。令和3年度も、昨年度と同様の給食実施回数としていきたいと考えております。

なお、3ページには、令和元年5月1日現在における、県教育委員会の調査による、県内の公立小・中学校の給食の年間実施回数を記載してありますので、参考としていただきたいと思っております。

続きまして、給食費について説明をさせていただきます。

初めに、5ページをご覧ください。

1の「関係条例」についてですが、学校給食費につきましては、「磐田市学校給食条例」第5条において、「市長は、学校給食費の額について、教育委員会の意見を聴いて決定するものとする」と規定されており、また、給食費の納入については、第6条において「学校給食費の納入義務者は、保護者、教員その他給食を受ける者とする」とされています。

また、第7条においては「学校給食費の納入義務者は、市長の指定する期日までに学校給食費を納入しなければならない」と規定をされております。

続いて4ページをご覧ください。

表の中の小・中学校の給食費の額についてですが、令和3年度の欄をご覧くださいと、米飯の炊飯形態が異なることなどにより、1食単価及び月額に差がありますが、今年度と同額としたいと考えています。

学校給食においては、主食の値上がりや野菜の高騰など食材料費を圧迫する状況もあり、物価の上昇率等も含んだ中で、令和3年度の給食費について金額の改定も考えていました。ご承知のとおり、コロナ禍により改定は難しい状況にありますので、翌令和4年度以降の改定を視野に十分検討していきたいと考えております。

なお、給食費の月額は、1食単価に給食実施日数を掛け、それを実施月数である11ヵ月で割ったものを、10円単位に切り上げて算出しています。

令和3年度につきましては、先程、給食実施回数のところの説明しましたとおり、小学校は183回、中学校182回で上限月額を算定しています。実施月数については、給食実施可能な8月を含めると12ヵ月となりますが、8月の実施日数は少ないためこれまでどおり11ヵ月間で、月額を算定しております。

また、5ページには、令和元年5月1日現在における、県教育委員会の調査による、県内の公立小・中学校の月額給食費の状況を記載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

<会 長>

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

<委 員>

給食委員として他の学校長より給食費の値上げについてご意見を伺っています。主食や野菜の値上がりが多い中、早目の給食費値上げを望むため、会合等で伝えてほしい旨、依頼がありました。物価の値上がりに伴い、子供達に安全安心な食材の提供を維持するため、給食費の値上げが必要と判断する校長がいる事を伝えさせていただきます。

<会 長>

その他ご質問等も無いようですので、打ち切ります。本件を承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】

<会 長>

ご異議もないようですので、議案第2号を承認することに決定いたしました。

議案第3号 令和3年度磐田市立幼稚園・認定こども園の給食実施日数及び給食費について

<会 長>

次に(2)、議案第3号「令和3年度磐田市立幼稚園・認定こども園の給食実施日数及び給食費について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

<事務局>

議案第3号について説明させていただきます。

お手持ちの資料6ページから7ページをご覧ください。

令和3年度磐田市立幼稚園・認定こども園の給食実施日数及び給食費につきましては表のとおりとします。まず、給食実施日数ですが、令和2年度と変わらず3歳児については140日、4、5歳児につきましては、150日で実施します。

次に給食費についてですが、こちらも令和2年度と同様で3歳児は月額2,800円、徴収月数は10ヵ月。4歳、5歳児については月額2,700円、徴収月数は11ヵ月を予定しております。3歳児と4歳、5歳児の徴収月数が違う理由としては3歳児については入園当初の1ヵ月は給食を実施しないことによるものです。

なお、米印の部分に、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する「満3歳以上の小学校就学前の子ども」のみ規定と記載してあります。これは幼稚園と認定こども園における、幼稚園枠の子どもを示したもので、認定こども園の保育園枠の子どもは含まれないということになります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

<会 長>

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

<会 長>

ご質問等もないようですので、打ち切ります。本件を承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】

<会 長>

ご異議もないようですので、議案第3号を承認することに決定いたしました。

報告第3号 令和2年6月から9月までの栄養摂取状況及び喫食状況について

<会 長>

次に、(3)報告第3号「令和2年6月から9月までの栄養摂取状況及び喫食状況について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

<事務局>

学校給食摂取基準、栄養摂取状況及び喫食状況について説明します。

8ページからご覧ください。

学校給食の食事内容の基準は、学校給食法の学校給食実施基準に定めた「児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」を基本としています。

9ページの表は、幼稚園・小学校・中学校ごとに給食がほぼなかった4月、5月を除いて6月～9月までの磐田市の学校給食の栄養摂取状況を平均値と基準値で示しました。

概ね、基準値に近い状況となっておりますが、中学校のカルシウムは統一献立及び価

格の影響などにより、基準値を満たしていません。

1日の8割は牛乳乳製品で賄わないと成長期である子どもには充足されません。国でもカルシウム不足が言われる中、骨の形成に関わってくる大切な時期であること、また、家庭では牛乳を常に飲んでいない家庭も多い中で、学校では価格をみながら提供していく必要があるため、引き続き毎日の牛乳および可能であればヨーグルト、乳の料理などを提供しながら、基準値に近づけるように検討していきたいと思います。

また、幼小中、特に中学はナトリウムが基準値を上回っている状態です。

ナトリウム（食塩相当量）は特にパンの日が多くなってしまいます。パンは一般的に1枚60gにつき、0.8gの塩分が含まれており、中学生ですと6枚切り2枚のため1.6g、一食の半分をパンでとり、残りを副菜で調整となります。

家庭により味付けが様々で、塩味は主観によるものが大きいのですが、うす味でも食べられるよう、だしを利かせたりカレーなどの香辛料を上手く使用しながら残さず食べてもらえるよう引き続き工夫をしていきたいと思います。

幼稚園、小学校は味覚形成の発達途中であり、中学校も含め、食習慣、食経験の違いにより給食の食べる状況が個々に違います。献立上では基準値を満たしていても子どもが食べないことで必要な栄養素がとれないということもあります。また、家庭では食べなくても給食では食べることができる場合もあります。秋になり、春に比べると心も体も成長し、食べる量も増えてくる時期です。体をつくる必要な栄養をとるために、年齢に応じた適量を食べることができるよう、引き続き、栄養士訪問や昼の放送での呼びかけ等を通して食育指導を充実させていきたいと思います。

10～19 ページは各施設の10月に実施した献立表です。

資料には大原・豊田・豊岡のセンターと単独調理場 本日の会場である岩田小、竜洋中学の献立と喫食状況を掲載しました。

10月は年間計画の「秋を味わう、目を大切に作る」に基づき献立を作成しました。秋の旬である「さんま、りんご、きのこ、さつまいも、栗など」を使用した給食を提供し、秋を味わってもらいました。

行事食では市内で10日前後に「目の愛護デー」に「ブルーベリーゼリー」「ブルーベリージャム」を提供したところもあり、「十三夜（栗名月）」は「秋いっぱいごはんの具・栗ご飯・秋の吹き寄せ煮」などに「栗」を入れて提供しました。

20～24 ページをご覧ください。10月5日から10月9日の喫食状況です。5日間の献立と残菜率、学校から給食室への意見、感想等の紹介になります。

全体では10月からは幼稚園、小学校の米の量を5g増やして提供しています。若干、残菜が増えた学校もありましたが、半年経ち成長したこともあり、適量を提供できている状況です。ただ、中学は増やしていませんが、中学3年は部活も終わり、食べる量が、若干、減ったような状況です。

各施設からの意見・感想から特に印象に残ったものは次のとおりです。

大原センターでは7日、9日に旬の食材（さんま・きのこ等）を提供したことで季節を感じられたようです。

豊田センターでは、7日担々麺が幼稚園でも辛くないように美味しく提供できたようです。

豊岡センターでは8日カレーうどんを朝から楽しみにしていた子どもがいたようです。9日の鮭は骨がないと食べやすいようです。

また、豊岡地区の幼稚園のごはんの残菜量が多いです。10月から米の量が5g増えたことによるものかと思われますが、成長とともに3月までには食べられるようになってほしいです。

岩田小では温かい汁物、スープなどが人気でした。5日餃子を提供したことで中国での調理法について関心があったようです。

竜洋中では6日涼しくなり生徒の食べもよくなったようです。8日みかんサラダを提供し、2種類のみかん缶を使い好みに分かれたようです。

残菜率の高い献立については、量・味・組み合わせが適切であったかなどその原因についても検討し、次の献立作成等に活かしています。

その他2つ報告させていただきます。

1つ目は、一部の施設13施設（磐田北・中部・磐田西・田原・大藤・岩田・竜洋東小・竜洋北小・東部小・大原・豊田・豊岡・向笠）で「県産農畜水産物を活用した学校給食提供事業」を実施しました。これは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い国が価格、出荷量に影響が生じている国産農畜水産物（メロン・いちご・牛肉、アジ、うなぎ等の水産物）について、無償で小中学校に提供する事業です。

提供する施設は提供する食品の紹介を児童生徒に食育することが条件となっています。

あるメロンを提供した施設は1週間前からメロンを展示し子どもに親しんでもらっていました。ペタペタ触ったり持ってみたりと反応があったそうです。また、その施設はメロンを出してもいつも残菜が多かったようですが、給食で提供する1週間前から「高いメロンで美味しい」といったPRをしていたら当日の残がほとんどなかったようです。他施設でもすりこみのPR効果があったようです。

2つ目は、「未就学児アレルギー対応の手引き」を作成しました。磐田市の小中学校のアレルギー対応の手引きは平成30年4月に作成をし、小中学校に合わせた方針で未就学児用も作成し、令和3年度からの運用となります。公立・私立の園には園長会で報告し、情報提供しました。

説明は以上です。

<会 長>

ただ今の報告につきまして、ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

<会 長>

ご質問等もないようですので、打ち切ります。本件は、了承することにご異議ございませんか。

【異議なし】

<会 長>

ご異議もないようですので、報告第3号を了承することに決定いたしました。

議題の審議につきましては、以上で終了しました。

※審査の結果、議案第2号、議案第3号、及び報告第3号は了承された。

以上、議事終了。

※議事終了後、各委員から試食等に関する意見感想をいただいた。

その他

ながふじ学府一体校共同調理場開設に伴う学校給食施設構成変更による条例改正案について、第3回運営委員会の開催予定について、事務局より説明。

※委員会終了。